

高木 まり

(2021年1月号外)

事務所連絡先: 〒331-0812 さいたま市北区宮原町 2-16-18
TEL:048-654-2559 FAX:048-652-6445 E-mail:takagi@marit.jp

ご意見お待ちしております!

埼玉県議会議員

高木 まり

さいたま市議(2期)を経て、2011年4月より県議(3期目)。福祉保健医療委員会に所属。会派では政調会長。
<http://www.marit.jp>



新型コロナウイルス対策で

1都3県に緊急事態宣言発令 2/7まで

飲食店への時短要請に臨時県議会で補償を議決。

政府による緊急事態宣言が1都3県(埼玉、神奈川、千葉)に出されたことを受け、埼玉県内で時短要請に協力した飲食店への協力金の支給に備えるため、1/7臨時県議会が開かれ、582億20万円の補正予算を可決しました。

【協力要請の内容】

○飲食店に対し、営業時間短縮を要請

★第3期 / 昨年末からの取組みの延長と更なる繰上げに対する協力金の増額

対象: 大宮区、川口市、越谷市の**酒類の提供を行う飲食店**(カラオケ店含む)

期間: これまでの時短要請期間に続き **1/8(火)~1/11(月)**

内容: 営業時間をこれまでの22時までから **2時間更に繰上げ20時まで**

支給額(増額): 4万円/日→**6万円/日**

★第4期 / **県内全飲食店**の営業時間短縮(休業含)要請と実施店舗への協力金

対象: 県内全域の飲食店(カラオケ店、バー等を含む) 期間: **1/12(火)~2/7(日)**

内容: 営業時間は午前5時~**20時**/酒類の提供は午前11時~**19時**

支給額: 上限 **162万円**/1店舗あたり (問合せ: 埼玉県中小企業等支援相談センターTel 0570-000-678)



○教育関係、学びは止めない

- ・授業における合唱、調理実習の中止
- ・登下校時の3密の回避
- ・部活動の中止
- ・修学旅行等の学校行事は、目的地の状況、生徒の心情等を踏まえ、保護者の理解を得て、中止または延期を含め実施の可否を判断

○県民の皆さんへのお願いと県の取組み

- ・不要不急の外出、県境をまたぐ移動の自粛。特に、**午後8時以降の不要不急の夜間外出自粛**
- ・県主催イベント、行事については、原則、中止又は延期する
- ・屋内県有施設は原則として休館
- ・遊興施設、劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、展示場、物品販売業店舗、ホテル、旅館、運動施設、遊技場及び博物館、美術館、図書館、サービス業店舗には、できる限り営業時間を午後8時まで、酒類提供を午後7時まででのお願いをする。

○その他 企業等へのお願い

- ・テレワークの徹底(目標: 出勤者数を7割削減)
- ・職場・寮における感染防止策の徹底
- ・在宅勤務、時差出勤の徹底
- ・従業員への基本的な感染防止策の徹底や会食自粛等の呼びかけ
- ・全てのイルミネーションの早めの消灯



医療を守るためのご協力、よろしくお願いいたします

最新の新型コロナウイルス関連情報は埼玉県のホームページで。




2月定例会
2/19(金)~3/26(金)
の予定です。

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内 2021年1月10日時点

世帯や個人の皆さま	給付	生活が苦しいひとり親世帯の方々に	ひとり親世帯への臨時給付金 申請期限:2/28	児童扶養手当受給世帯等に対して 5万円 (第2子以降は +3万円)さらに、収入減の場合 +5万円	北区役所まで 048-653-1111
		休業期間中、賃金が支払われない	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 申請期限:2/28	中小企業で働く従業員(パート・アルバイト含む)に対して日額最大 11,000円 を支給	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276
		休業による収入減で住居を失う恐れ	住居確保給付金 申請期限なし	原則 3 か月、最長 9 か月家賃相当額を支援 ※令和2年度中に新規で申請した方に限り最長 12 か月まで延長可能	自立相談支援機関(北区役所内)まで 0120-23-5572
	貸付・減免	収入減で生活が苦しい	緊急小口資金・総合支援資金 申請期限:3/31	最大 80万円 (2人以上世帯)最大 65万円 (単身世帯) ※延長すれば、最大140万円、110万円	北区の社会福祉協議会まで 048-653-1177
		収入減で保険料が払えない	国民健康保険料等の減免 対象期間:健康・介護保険3月/年金6月	国民健康保険料、介護保険料、国民年金保険料等を減免	北区役所まで 048-653-1111
		生活が苦しくて税、公共料金が払えない	納税猶予、公共料金の支払い猶予 申請期限:2/1	国税・地方税、電気・ガス・電話料金、NHK受信料等の各種公共料金の支払を猶予	国税→国税局猶予相談センター/地方税→北区役所/各種公共料金→各事業者
中小・小規模事業者の皆さま	助成	雇用を継続できない	雇用調整助成金 申請期限:2/28	雇用を維持する中小企業は 一律10割 助成 日額上限8,370円→ 15,000円 に引上げ	埼玉労働局(048-600-6209)又はコールセンターまで 0120-60-3999
		売上減で資金繰りが厳しい	実質無利子・無担保融資 日本公庫・商工中金 3/31まで	3年間無利子 、 最長5年間元本据置 日本政策緊急公庫等に加え、昨年5月より地銀、信金、信組等でも利用可に	日本公庫0120-154-505 商工中金0120-542-711 民間金融0570-783-183
	猶予・減免	売上減で税、社会保険料が苦しい	国税、地方税、社会保険料の納付猶予 対象期間:2020/2/1-2021/2/1	売上が一定程度減少の場合、1年間、 無担保かつ延滞税なし で猶予	国税→国税局猶予相談センター/地方税→北区役所/社会保険料→管轄の年金事務所
		売上減で固定資産税が払えない	固定資産税・都市計画税の減免 申請期限:2/1	売上が一定程度減少の場合、来年度は 2分の1 又は ゼロ に減免	相談ダイヤル 0570-077-322

コロナ禍が長引いていることで、様々な個人や事業者の皆さまが支援を必要とする状況になっています。国における追加の支援策も求められるところですが、現在使える制度がある方は、ぜひ活用してください。

詳細は、内閣府HPがわかりやすいです。 → 

発熱したら? <必ず電話をしてから早めの受診!>



※電話による受診先相談: 048-762-8026 (日曜除く 9:00-17:30) 又は 0570-783-770 (24時間)

★★★

コロナ禍で一人お一人の生活に様々な影響が出ています。お困りのこと、行政から支援がほしいと思われることなどありましたら、ぜひご連絡ください。

高木まりまで

TEL: 048-654-2559 FAX: 048-652-6445

Mail: takagi@marit.jp

これまで定期的にご利用しておりました県政報告会はコロナの感染拡大防止のため、暫くお休みします。

編集後記

とうとう二度目の緊急事態宣言が出ました。昨年十月からの感染者の増加が続け、年明けからまたぐんと増え、状況は病床の逼迫が心配でなりません。そして、宣言の内容を見ると、飲食店が狙い撃ちのようになり、飲食店の皆さん、飲食店と取引の皆さんの経営状況が心配です。

今回一月七日に開かれた臨時会では、異例なもので、急遽口頭採集が決定。当日は国会への報告後に議案を開始する必要から、午後三時に開会して開会は十一時でした。

何かと大変な緊急事態宣言ですが、短期集中で結果を出せるよう、頑張ります! (高木)

